

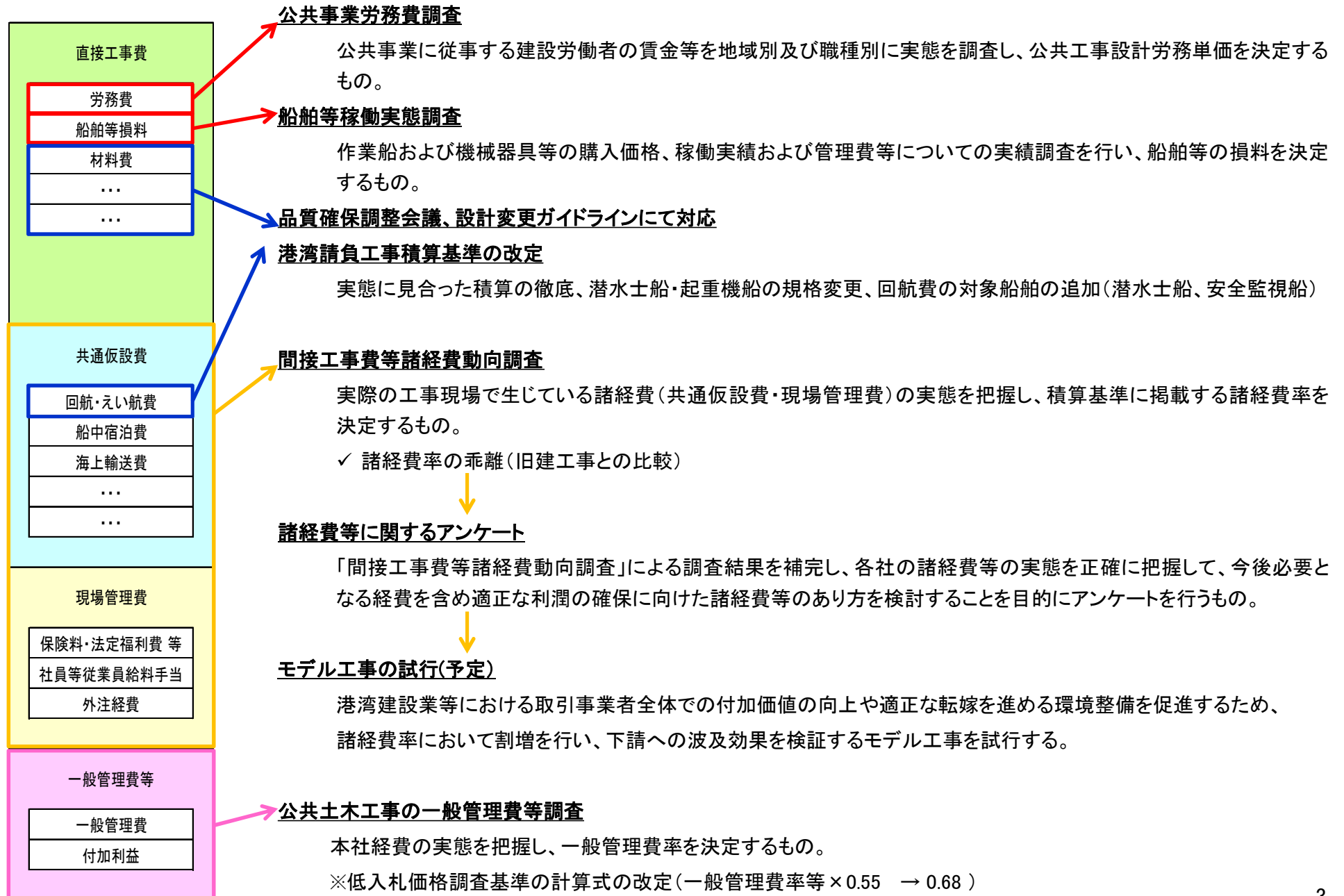
港湾工事の事業環境を踏まえた 請負代金のあり方に関する検討

令和4年3月7日

- 1. 港湾請負工事における適切な利潤確保の取組〈前回からの更新〉**
- 2. アンケートの結果**
- 3. モデル工事の概要**
- 4. モデル工事の制度設計**
- 5. 中央建設審議会での論議と当該モデル工事の関係**

- 1. 港湾請負工事における適切な利潤確保の取組<前回からの更新>**
2. アンケートの結果
3. モデル工事の概要
4. モデル工事の制度設計
5. 中央建設審議会での論議と当該モデル工事の関係

港湾請負工事における適切な利潤確保の取組<前回からの更新>



1. 港湾請負工事における適切な利潤確保の取組<前回からの更新>
- 2. アンケートの結果**
3. モデル工事の概要
4. モデル工事の制度設計
5. 中央建設審議会での論議と当該モデル工事の関係

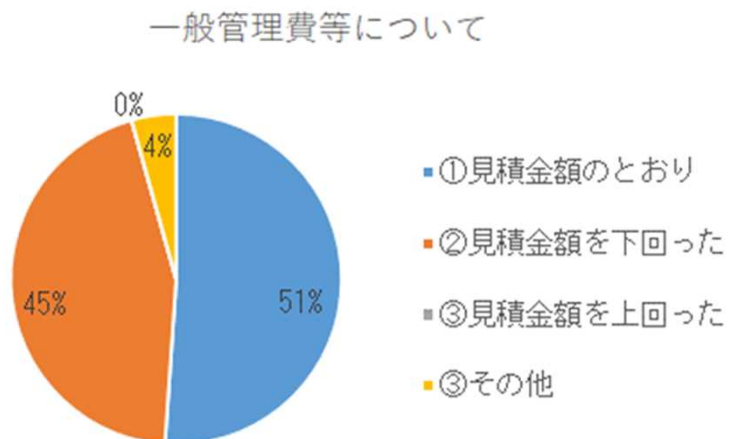
諸経費等に関するアンケートの結果

【まとめ】

- 下請における必要経費の実態を把握するため、アンケートを実施。
- 今後、休日確保、担い手確保、作業船の更新等を行っていく上で必要となる「一般管理費等」については、約45%が「見積り金額に対して契約金額を下回った」、約51%が「見積り金額のとおり」と回答しており、絶対的多数ではないものの、**一般管理費等が必ずしも十分に支払われていないことを確認**できた。
- その根拠として、「見積り金額のとおり」との回答が半数を占めつつも、担い手確保、作業船の更新が困難な実態が現にある。
- また、「見積り金額のとおり」との回答が大宗を占める中で、一般管理費等(外注経費)の率については、現在、1工事あたり約**11.5%**であるのに対し、将来を見込むと**17%程度**を望む意見となっている。
- これは、**一工事あたりの元下契約における請負金額の相場感が長年の慣行により、元下相互に固まってしまっており、将来を見据えた必要経費の確保（主張）が為されていないとの見方もできる。**

諸経費等に関するアンケート

下請けとして受注した工事の一般管理費等について、各社の見積で予定していた金額(注)に対して契約金額がどのような結果であったか。



今後、休日確保、担い手確保、作業船の更新等を行っていく上で必要となる1工事当たりの一般管理費等(一般管理費+付加利益)の率

全体(浚渫工事+港湾構造物工事、海岸工事)

	現状の 一般管理費等の率 ※1	今後必要となる 一般管理費等の率 ※2	差分
平均値	11.52 %	17.56 %	6.04 %

※1 現在、1工事当たりの一般管理費等(一般管理費+付加利益)の率

※2 休日確保、担い手確保、作業船の更新等のために、今後必要となる1工事当たりの一般管理費等(一般管理費+付加利益)の率

目次

1. 港湾請負工事における適切な利潤確保の取組〈前回からの更新〉
2. アンケートの結果
- 3. モデル工事の概要**
4. モデル工事の制度設計
5. 中央建設審議会での論議と当該モデル工事の関係

「諸経費検証モデル工事(仮称)」の試行(案)

【背景】

- 港湾工事において必要不可欠な作業船は、年々減少し、20年間で半減。また、高齢技能者の大量退職や新規入職者の減少にも直面。
- 作業船を有する下請企業において、現状の港湾工事の利益水準では、更新投資や人材確保等を行うだけの安定的な経営基盤が確立できておらず、このままの状況が続けば、円滑な港湾工事の実施や迅速な災害対応に支障を来す恐れ。

【目的】

- 港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進するため、「**港湾工事パートナーシップ強化宣言**」を行い下請契約を締結する元請企業に対し、**現場管理費率を割増し、下請への波及効果を検証するモデル工事を試行する。**

【対象工事】

- 令和4年度発注工事(港湾)：**100件程度**

【諸経費】

○確認方法

- ▶ 三者連絡会(工事着手後、最終変更前)において、発注者が元請企業と下請企業間の諸経費等の見積書等を確認するとともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリングする。

○現場管理費率の補正

- ▶ 以下の全ての条件を満たした場合に、当該工事の現場管理費率を割増する(約**2.5%の割増**)。
 - ①「**港湾工事パートナーシップ強化宣言**」の提出。 ※ 元請企業も下請企業も必須
 - ② **見積書等において、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等の内訳が明示されている。合わせて、割増となる予定の現場管理費率の費用が下請企業の一般管理費等に反映されることを確認できる。**

※ 見積書等の提出は、1次下請までは必須とする。2次下請以降は任意とするが、見積書等の作成を発注者、元請企業から推奨する。

- ▶ なお、上記①②が確認できない場合においては割増は行わない。

目次

1. 港湾請負工事における適切な利潤確保の取組〈前回からの更新〉
2. アンケートの結果
3. モデル工事の概要
- 4. モデル工事の制度設計**
5. 中央建設審議会での論議と当該モデル工事の関係

「諸経費検証モデル工事(仮称)」の手続き(案)

(1) 入札公告時

- ① 受注者(元請)は、入札契約手続きの審査基準日までに、参加する企業(個社)において**港湾工事パートナーシップ強化宣言**を決定し、**競争参加資格確認申請書等に宣言書を添付し提出**する。
- ② 宣言書の添付が無い場合は、本試行の対象としない。

(2) 工事着手後

- ① 発注者は(1)で提出された宣言書ならびに**三者連絡会(初回)**時点で予定されている下請企業の宣言書を確認する。ただし、末端の下請企業は除く。
- ② 発注者は三者連絡会において、元請企業と下請企業とで交わされた**見積書等(当初)に労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等の内訳が明示されているか確認**する。なお、見積書等(当初)の提出は、1次下請までを必須とする。2次下請以降は任意とするが、見積書等の作成を発注者、元請企業から推奨する。
また、下請企業に契約の実施状況をヒアリングし、上述の確認事項とヒアリング結果を議事としてとりまとめる。

(3) 最終変更前

- ① 発注者は、**元請企業・下請企業全ての宣言書を確認**する。ただし、末端の下請企業は除く。
- ② 発注者は三者連絡会において、元請企業と下請企業とで交わされた**見積書等(最終)に(2)②の内容が設計変更分も加味して履行されていることを確認**する。合わせて、**割増となる予定の現場管理費率の費用が下請企業の一般管理費等に反映されることを確認**する。なお、見積書等(最終)の提出は、1次下請までを必須とする。2次下請以降は任意とするが、見積書等の作成を発注者、元請企業から推奨する。
また、下請企業に契約の実施状況をヒアリングし、上述の確認事項とヒアリング結果を議事としてとりまとめる。

港湾工事パートナーシップ強化宣言【雛形】

■港湾工事パートナーシップ強化宣言(案)

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社

気象・海象条件の影響を受けやすいという港湾工事の特性を踏まえ、将来的に労働人口が減少する中で、港湾建設産業の魅力を高め、担い手を確保・育成するため、計画的な休日取得や長時間労働の防止等の働き方改革を推進する必要がある。港湾建設産業全体を将来に亘って持続可能ならしめるためには、港湾建設産業に携わる元請企業及び下請企業並びに現場で働く技術者及び技能者全てに対する諸課題の解決が必要となる。

そのため、港湾建設産業における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進するため、本宣言を行い、国の実施する「諸経費検証モデル工事(仮称)」において、本モデル工事の趣旨を理解し、現場管理費率の割増分について下請に効果を波及させるための以下の措置を講ずる。

1. 元請と一次下請との間で、労務単価、船舶及び機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費の内訳が明示されている**標準見積書に基づく請負契約**を締結する。
2. 一次下請企業を通じて、末端の下請企業まで本モデル工事の趣旨を伝えることに努めるとともに、**二次下請以降についても標準見積書の作成を推奨**する。合わせて、**上位の下請企業と下位の下請企業との間の請負契約金額を把握**するよう要請する。
3. 本モデル工事によって発注者から支払われる現場管理費率の割増分について、上記によって**把握することのできた全ての請負契約金額に基づき、下請企業に適正に分配**を行う。

標準見積書【イメージ】

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
② 共通仮設費						
イ 運搬費						
A 機器材		式	1			必要な場合は内訳添付
B 建設機械		式	1			必要な場合は内訳添付
ロ 準備費						
A 準備測量等		式	1			必要な場合は内訳添付
二 安全費						
A 安全管理費		式	1			必要な場合は内訳添付
K 水雷・傷害等保険料		式	1			必要な場合は内訳添付
M 安全監視船		式	1			必要な場合は内訳添付
R 灯浮標設置撤去、維持管理、損料		式	1			必要な場合は内訳添付
へ 技術管理費						
A 品質管理費等						
ト 営繕費						
C 宿泊費		式	1			必要な場合は内訳添付
D 労務者送迎費		式	1			必要な場合は内訳添付
H 労務者海上輸送費		式	1			必要な場合は内訳添付
I 船中宿泊費		式	1			必要な場合は内訳添付
リ 回航、えい航費						
A 回航費	〇〇船（〇〇港～〇〇港）	往復				
B えい航費		往復				
C 自航付属作業船の回航費・えい航費		往復				
その他						
小計						

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
③ 現場管理費						
イ 労務管理費	労働者の赴任、帰省、食事補助他	式	1			必要な場合は内訳添付
二 社員等従業員給料手当		式	1			必要な場合は内訳添付
ホ 退職金	技能者は除く	式	1			必要な場合は内訳添付
へ 保険料		式	1			必要な場合は内訳添付
チ 福利厚生費		式	1			必要な場合は内訳添付
又 通信交通費		式	1			必要な場合は内訳添付
ヲ 事務用品費		式	1			必要な場合は内訳添付
レ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策費		式	1			必要な場合は内訳添付
ツ 外注経費（下位下請の一般管理費合計額）		式	1			必要な場合は内訳添付
その他		式	1			必要な場合は内訳添付
小計						
④ 法定福利費		式	1			内訳-1：労務費内訳書
⑤ 一般管理費		式	1			
計						
添付資料						
< 労務単価 >						
< 船舶および機械器具等の損料単価 >						

目次

1. 港湾請負工事における適切な利潤確保の取組<前回からの更新>
2. アンケートの結果
3. モデル工事の概要
4. モデル工事の制度設計
- 5. 中央建設審議会での論議と当該モデル工事の関係**

■ 国土交通大臣と建設業4団体の意見交換会(令和3年3月30日)

- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進める。

■ 業界団体の動き

◆ 日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

- 日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に伴う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。

◆ 建設産業専門団体連合会(令和3年6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

- 賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の目標と定め、労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること、を当会加盟団体の当面の共通取組として実施。

■ 令和3年度建設業取引適正化推進期間(令和3年10月1日~12月28日)

- 建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積もりに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施。

■ 標準見積書の活用による労務費・法定福利費の確保について、元請・下請・発注者に対して取組を要請(令和3年12月1日)

◆ 下請への要請

- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める

◆ 元請への要請

- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様

◆ 公共発注者の確認による履行強化

- 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底

- 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認

・ 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認

- 内訳額と想定額が乖離する時は、元請に対して算定根拠の確認を指示

■ 各団体が作成した「法定福利費の内訳を明示するための標準見積書、作成手順書」をHPで公表